

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第32号

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例施行規則（平成24年瀬戸市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外) 第8条 条例第13条第6項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道を改築し、又は増築すること。 (7) <省略>	(適用除外) 第8条 条例第13条第6項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。 (7) <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。